○学校法人東京経済大学役員及び評議員の報酬等支給基準

2020年4月1日

制定

(目的)

- 第1条 この基準は、学校法人東京経済大学寄附行為(以下「寄附行為」という。)第59条 の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (定義等)
- 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 教職員評議員とは、寄附行為第33条第1項第1号に規定する評議員をいう。
 - (3) 卒業生評議員とは、寄附行為第33条第1項第2号に規定する評議員をいう。
 - (4) 学識経験者・有識者評議員とは、寄附行為第33条第1項第3号に規定する評議員をいう。
 - (5) 役員及び評議員の報酬等とは、報酬、退任慰労金その他の役員及び評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この報酬等には、給与規程に基づくものを含まない。
 - (6) 寄附行為第7条第1項第1号に規定する学長である理事の給与は、「東京経済大学学長 給に関する内規」に定める。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。
 - (1) 寄附行為第14条第2項に規定する理事長 報酬、退任慰労金
 - (2) 寄附行為第14条第3項に規定する常務理事のうち財務を担当する者 報酬、退任慰労 金
 - (3) 前号に該当しない常務理事である理事 報酬、退任慰労金
 - (4) 寄附行為第7条第1項第1号に規定する学長である理事 退任慰労金
 - (5) 寄附行為第7条第1項第3号に規定する学部長又は全学共通教育センター長である理 事 報酬、退任慰労金
 - (6) 前5号に該当しない理事 報酬、退任慰労金
 - (7) 寄附行為第5条第1項第2号に規定する監事 報酬、退任慰労金
 - (8) 寄附行為第5条第2項に規定する評議員 報酬

(報酬等の額)

- 第4条 役員及び評議員に対する報酬等の額は、次のとおり定める。
 - (1) 別表第1及び第2に定める額
 - (2) 「学校法人東京経済大学役員退任慰労金に関する内規」に定める額
 - (3) 「東京経済大学学長の退任慰労金等に関する内規」に定める額 (報酬の支給方法)
- 第5条 役員及び評議員に対する報酬の支給の時期は、当該各号に定める時期とする。
 - (1) 第3条第1号及び第2号の報酬は、月額に分けて毎月20日(ただし、支給日が土日、 祝祭日にあたる場合は、前営業日)に支払うものとする。
 - (2) 第3条第3号、第5号、第6号及び第7号の報酬は、これを6月15日及び12月5日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日)に分けて支払うものとする。
 - (3) 第3条第8号の報酬は、これを6月15日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日)に支払うものとする。

(旅費・交通費等)

- 第6条 役員には、別に定める「法人役員国内旅費支給基準」及び「国外旅費支給基準」に 基づいて、旅費を支給する。
- 2 第3条第6号及び第7号に該当する役員並びに評議員(教職員評議員を除く。)には別表 第3に定める交通費を支給する。
- 3 前項の規定にかかわらず、評議員会議長及び副議長には交通費に代えて議長手当20,000 円(日額)又は副議長手当10,000円(日額)を支給する。

(報酬の計算)

- 第7条 新たに役員又は評議員に就任した者には、在任の暦月数に基づいて計算された報酬 を支給する。
- 2 役員又は評議員が退任し、又は解任された場合は、在任の暦月数に基づいて計算された 報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、在任の暦月数に基づいて計算する。
- 4 前3項の規定において、定時評議員会の開催日から翌年度の定時評議員会の開催日まで の在任期間は1年として計算する。

(端数の処理)

第8条 この基準により、報酬等の計算上生じた円未満の端数はこれを円に切上げて支給す

る。

(公表)

第9条 学校法人東京経済大学は、この基準をもって、私立学校法第151条第2号に定める事項として公表する。

(改廃)

第10条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で理事会が行う。

付 則

- 1 この基準は、2020年(令和2年)4月1日から施行する。
- 2 「学校法人東京経済大学役員報酬に関する内規」は、本基準の施行によって、これを廃止する。

付 則

この基準は、2020年(令和2年)6月1日から改正施行する。

付 則

この基準は、2023年(令和5年)12月1日から改正施行する。

付 則

この基準は、2024年(令和6年)4月1日から改正施行する。

付 則

- 1 この基準は、2025年(令和7年)4月1日から改正施行する。
- 2 「退任評議員への記念品贈呈に関する内規」は、本基準の改正施行によって、これを廃止する。なお、2025年(令和7年)3月31日に在任する評議員であって、同内規において記念品の贈呈対象となっている者には、同日までの在任期間に基づき記念品を贈呈する。

別表第1(役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	年額 11,000,000円
常務理事(財務を担当する者)	年額 6,800,000円
常務理事(副学長、事務局長)	年額 750,000円
理事(学部長、全学共通教育センター長)	年額 750,000円
理事	年額 1,500,000円
監事	年額 1,800,000円

別表第2 (評議員の報酬)

役職名	報酬の額
-----	------

教職員評議員	年額 20,000円
卒業生評議員	年額 50,000円
学識経験者・有識者評議員	年額 50,000円

別表第3(交通費)

役職名	交通費の額
理事	年額 80,000円
監事	年額 80,000円
評議員(教職員評議員を除く。)	日額 5,000円